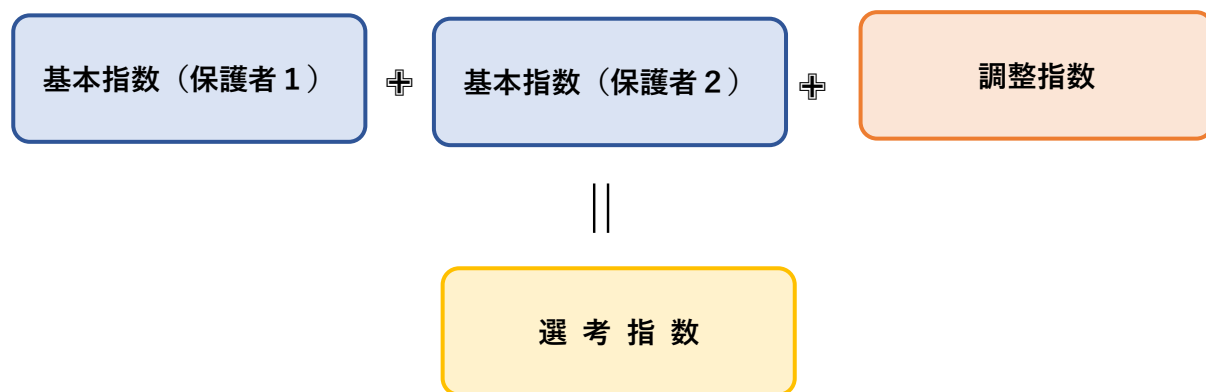


8 入 園 選 考

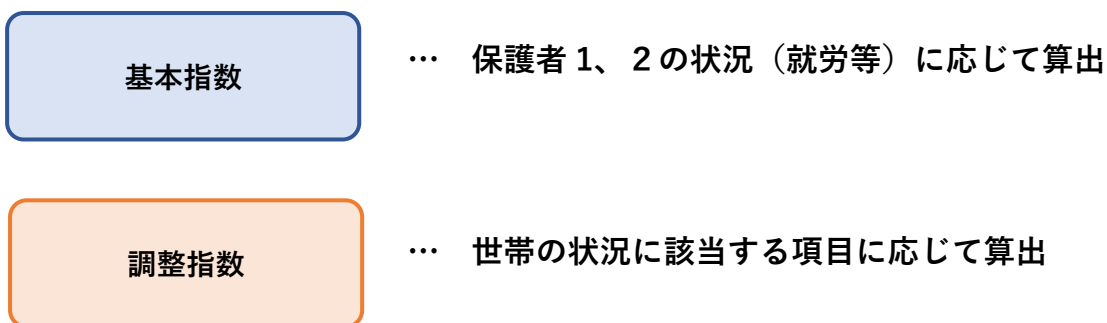
☆入園選考の三つのポイント

- 一、 同じ希望園の中で、「選考指数」の高い児童から内定者を決定します。
- 二、 同点の場合は、選考指数が同一となった場合の優先順位に基づき、内定者を決定します。
- 三、 希望園数や希望順位で有利・不利になることはありません。

【選考指数の算出方法】



【指数について】



※「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、選考指数は0点になります。⇒[P.34](#)



ご自身の選考指数を確認する場合は、「選考指数・必要書類 確認フォーム(2026)」をぜひご活用ください。

<https://logoform.jp/form/6KSu/1249707>



(1) 基本指数表 (評価基準表)

保護者の状況			基本 指数
類型	細目		
就労 (内定) ※	週5日以上 (月20日以上)	日中8時間以上の就労を常態	10
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
	週4日 (月16日以上)	日中8時間以上の就労を常態	9
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	8
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	7
	週3日 (月12日以上)	日中8時間以上の就労を常態	8
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	7
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	6
	上記に該当しない者（月48時間以上勤務）		5
求職活動		求職中の者又は採用内定者（入所希望月の翌月以降に就労を開始する者に限る）	5
学生	大学等	週5日以上、日中8時間以上の就学をする者（大学院含む、研修医は外勤とする）	8
	各種学校等	週3日以上、日中4時間以上の就学を1年以上する者（カルチャースクール等は除く）	7
	その他	週3日以上、日中4時間以上の就学を6か月以上する者（カルチャースクール等は除く）	6
出産		入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者	7
疾病・障害	長期入院	概ね1か月以上の入院	10
	病気重	常時臥床、感染性疾患（育児不可能）	10
	病気中	一般療養（育児困難）	8
	病気軽	一般療養（育児に支障あり）	7
	障害重	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級（育児不可能）	10
	障害中	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度（育児困難）	8
	障害軽	身体障害者手帳4級（育児に支障あり）	6
看護・介護	看護（介護）重	週5日、日中8時間 常時付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	10
	看護（介護）中	週3日、日中8時間以上の付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	8
	看護（介護）軽	週3日、日中4時間以上8時間未満の付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	6
災害		災害などによる家屋の損傷、災害復旧のため、保育にあたれない場合	10
不存在		両親が存在しか行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合 （母〔父〕子家庭等で、事情により祖父母が保育している場合は、保護者の要件とする。）	10

※ 就労(内定)は、入所希望月中に就労を開始する採用内定者を含む。



選考指数は選考会議によって決定致します！
結果通知前の選考指数の照会には応じられませんので、ご了承ください。

(2) 調整指数表（調整基準表）

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
区民	①文京区民である。	4	住民票及び居住実態のある者（児童及び保護者）。入所希望月の1日までに文京区へ転入する者を含む。
	②文京区民以外の区内在勤者・在学者である。	1	
新規	新規入所である。	1	区内認可保育施設未入所児が対象。
生活保護	生活保護受給世帯である。	4	扶助証明必要。転園申請者は対象外。
里親	児童福祉法第6条の4に規定する里親である。	3	養育里親、養子縁組里親、親族里親又は専門養育里親が対象。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	1	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加算対象です。 <u>自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。</u> 単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にない場合は、入所希望日時時点で別居予定となる証明があれば対象。 単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。就労証明書の備考欄に単身赴任の旨の記載がないものは対象外。 ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
多子	※多子は保育所入所年齢（生後4か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。		
	①きょうだいが区内認可保育施設在園である。	2	きょうだいが区内認可保育施設に在園している場合に対象。
	②小学校3年生までのきょうだいがいる。	1	
	③申込児が多胎児	2	新規の同時申請の場合のみ対象。
障害	①申込児が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	2	
	②保護者が身体障害者手帳3級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上の交付を受けている。または申込児のきょうだいが身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	1	基本指数の類型が「障害」、きょうだいの「看護・介護」以外の場合が対象。
受託	月48時間以上、区外認可保育施設・認可外保育施設等（幼稚園含む）に継続して6か月以上預けており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
待機	入所申請から6か月以上待機している。（転所の場合を含む）	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がいない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所地から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況になく、日中保育にあたれる場合を除く。
卒園児	年齢上限のある区内の認可保育施設の卒園に伴う入所申込みである。	2	本冊子52頁「2・3歳までの保育所卒園後の保育」中の「（1）卒園後に再度入園申込みが必要な保育所」を卒園する文京区在住の児童で、引続き4月入所を希望する場合のみ対象。
失業者	主として生計を維持する者が入園希望月の申込受付開始日より3か月以内に失業し、就労の必要性が高い。	2	前年（前々年）の収入が高い方の保護者の失業に伴って、求職中要件での申請の場合。
育休明け	育児休業の為、区内認可保育施設を卒園前に退園し、復職に伴う再入園の申込となる。（きょうだい同時申請の場合に限る。）	3	出産月の前後2か月の間に、育児休業取得に伴い、区内認可保育施設を退園し、退園から1年以上経過後、育児休業終了に伴い退園した児童と育休に係る児童が同時に入園申込の場合。
辞退	入所申請した同じ年度中に区内認可保育施設の内定を辞退している。	—	新規・受託・待機の加算は行わない。
滞納	保護者に保育料・延長保育料の滞納がある。	—	調整指数の計上は全て行わない。転園、延長保育は選考外。 滞納については、申込締切時に3か月分以上の保育料・延長保育料の未納がある者が対象。

【基本指数の取扱いについて】

1	保護者の状況を証明する書類の不足・不備により、基本指数が確定できない場合、当該保護者については基本指数の類型に属さない5点と扱う。
2	就労・就学の時間には休憩時間を含み、通勤・超過勤務・通学時間を含まない。
3	短時間勤務制度（時短）利用者の ①「時短による就労時間が6時間に満たず、かつ正規の就労時間より2時間を超えて短い場合」または②「就労日数を短縮する場合」は、短縮後の就労日数・時間で指数を決定する。（例：週5日8時間就労⇒週5日6時間就労を下回る場合は指数変更）
4	基本指数は、保護者が2人のときは父母それぞれの指数を合算し、保護者が1人のときはその指数に10点を加え決定する。
5	類型はいずれか一つを適用するものとし、複数の類型にまたがるものは合算しない。 「出産」とそれ以外の類型の両方に当てはまる場合は、「出産」が優先するものとする。 ただし産前・産後休暇のみで復帰（または幼児保育課の指定する期限までに復帰）する場合は、「就労」の要件を優先する。
6	就労内で入所した場合、入所後内定先の事業所で就労しない場合や就労時間が変更になった場合は再選考となる。
7	日中とは午前7時15分から午後6時15分までをいう。ただし、完全に日中以外の時間に就労等該当となる場合、日中の就労時間の2/3を就労時間とみなす。
8	「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、保護者それぞれの基本指数を0とする。

【調整指数の取扱いについて】

1	区民、ひとり親、多子の同類型の中の細目については、重複して加算しない。
2	新規、多子、親族は入所希望月時点で該当となる場合のみ加算する。
3	生活保護受給世帯とひとり親はいずれか一方のみ加算する。
4	多子は保育所入所年齢（生後4か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。
5	前年度末において、きょうだいが区内認可保育施設の卒園児の場合、多子①の加算対象外となる。ただし、その他のきょうだいが区内認可保育施設在園児の場合を除く（4月入園のみ）。
6	きょうだいが居宅訪問型保育施設の在園児の場合は、多子①の加算対象とはならない。
7	入園選考において「卒園児」及び「待機（受託）」はいずれか一方のみ加算する。ただし、卒園児の加算に該当した後、新たに受託または待機に該当した場合を除く。
8	多子と育休明けはいずれか一方のみ加算する。
9	「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、調整指数の加算は行わない。

【備考】

1	令和4年11月時点でベネッセかごまち保育園に在籍していた3歳児が卒園に伴う申請をする場合、卒園児の加算を行うことができる。その場合、4歳児への進級は保証されない。
2	入所時点で進級先（連携先）のない保育施設の卒園に伴う申請をする場合、条件を付して、1次選考後に空きがある施設へ優先的に案内を行う。

☆選考指数が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

順位	類型	細目
1	区民①	調整指数「区民①」の加算がある。
2	滞納なし	保育料・延長保育料の滞納がない。
3	生活保護受給世帯	調整指数「生活保護」の加算がある。
4	ひとり親①	調整指数「ひとり親①」の加算がある。
5	内定辞退なし	申込み児童について、当該年度中に内定辞退をしていない。
6	障害①	調整指数「障害①」の加算がある。
7	障害②	調整指数「障害②」の加算がある。
8	基本指数	両親合算基本指数の高い順。
9	育休明け	調整指数「育休明け」の加算がある。
10	卒園児	調整指数「卒園児」の加算がある。
11	保育士等	申請児童の保護者が、認可保育園、地域型保育事業、認証保育所、幼稚園、企業主導型保育所、認可外保育施設（東京都認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設）に、保育士、保育教諭または幼稚園教諭として、基本指数9点以上に該当する勤務条件で勤務している、または入園希望月より勤務を予定している場合（ただし、就労証明書及び保育士証等の写しの提出があって確認できる場合に限る）。
12	多子①	調整指数「多子①」の加算がある。
13	基本類型順	不存在、災害、疾病・障害、就労、看護・介護、出産、学生、求職（両親のうち高い方を比較）の順。
14	新規	調整指数「新規」の加算がある。
15	ひとり親②	調整指数「ひとり親②」の加算がある。
16	多子③	調整指数「多子③」の加算がある。
17	多子	調整指数「多子」加算があり、より人数の多い方を優先。
18	受託	調整指数「受託」の加算がある。
19	待機	調整指数「待機」の加算がある。
20	収入1	保育料階層（A、B、C、D0～25）の低位の順。
21	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
22	収入2	区民税所得割額の低い順。

※「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、順位21及び順位22に基づいて、優先順位を決定します。